

平成 20 年度会派勉強会資料

◎ 平成 21 年度(2009 年度)主要事業の予定と課題等について

平成 20 年 (2008 年) 8 月

企 画 調 整 部

企画調整部

目 次

(各会派共通)

頁

1 基本計画の策定について	(企画調整課政策担当) 1
2 定住促進事業について	(企画調整課) 5
3 地域防災計画の改訂について	(市民安全課) 7
4 平成 20 年度原子力防災訓練について	(市民安全課) 9

基本計画の策定について

1 計画策定の基本方針

(1) 計画策定にあたっての基本的考え方

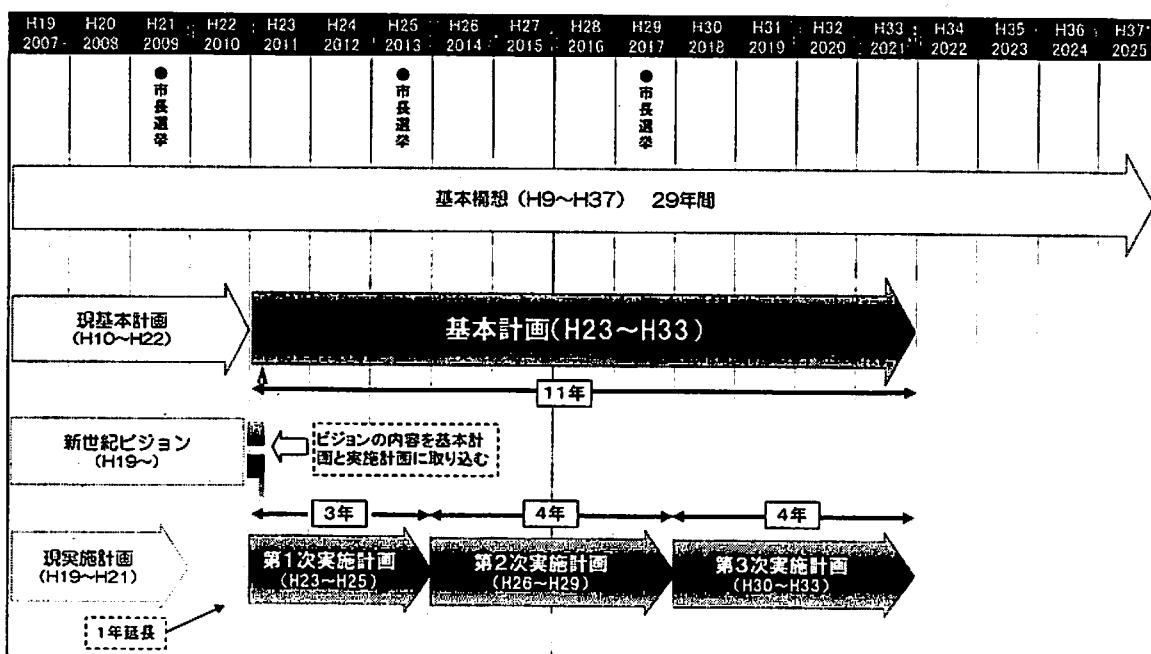
- ① 現基本計画に対する評価や新たな視点を踏まえ、基本構想に掲げた崇高な理念のもとに、横須賀市の新世紀において歩むべき方向を示す新たな基本計画とする。
- ② 少子高齢化、人口減少、厳しい財政状況など、様々な制約がある中で、喫緊の課題への対応もさることながら、10年後・20年後においても、明るく希望の持てる「元気な横須賀」であるために、選択と集中により、重点的に取り組まなければならない政策の方向を示す計画とする。
- ③ さまざまな地域社会の担い手との相互連携や役割分担を推進し、それぞれがまちづくりの主体として、効率的・効果的に機能し合う協働社会を見据えた計画とする。

(2) 計画の期間

新たな基本計画の策定にあたって、実施計画の計画期間を市長選挙の翌年度から原則4年間に見直し、基本計画の計画期間は実施計画3回分とする。

ただし、第1次実施計画は、開始年度を基本計画と合わせるため変則的に3年間となり、これにより新たな基本計画の計画期間は平成23年度から33年度までの11年間とする。

図1 計画の期間（概要）



(3) 計画の構成

計画の構成は、現在の計画と同様5章の構成とし、次のような見直しを行う。

また、現基本計画は、できうるかぎり具体的な事業例を記載しているが、より速く、より大きく変化する環境に対応していくため、新たな基本計画においては、具体的な事業例等は記載せず、実施計画に目標とともに具体的な記載を行う。

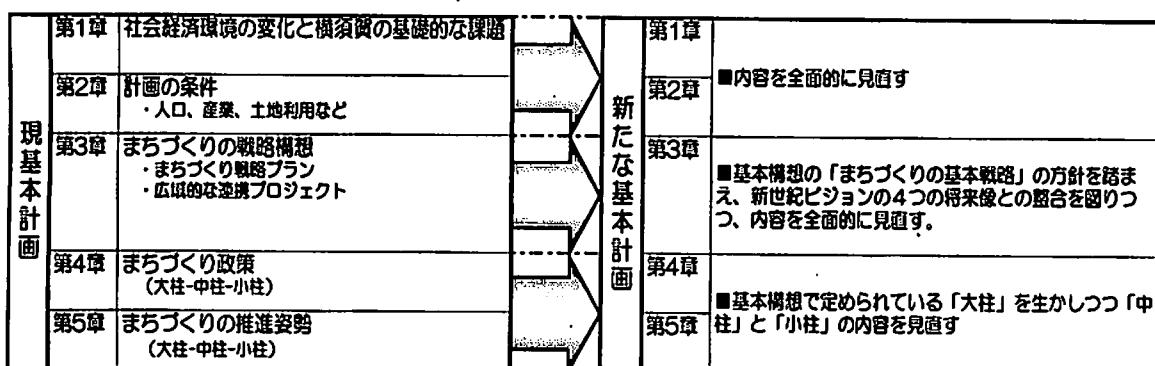
① 基本部分の見直し

第1章「社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題」、第2章「計画の条件」については、全面的に見直す。施策体系を示した、第4章「まちづくり政策」、第5章「まちづくりの推進姿勢」については、基本構想で定められている大柱を生かしつつ、中柱と小柱の内容を見直す。

② 「まちづくりの戦略構想」の見直し

重点プロジェクトを示した、第3章「まちづくりの戦略構想」については、基本構想の「まちづくりの基本戦略」の方針を踏まえ、新世紀ビジョンの4つの将来像との整合を図りつつ、内容を見直す。

図2 計画の構成（概要）



2 今年度の取り組み状況

(1) 基本計画策定方針

平成20年6月24日の企画調整会議において『基本計画策定方針』を決定

(2) アンケート調査

■市民アンケート

- ①調査対象 15歳以上の市民 5,000人
- ②実施時期 平成20年6月16日～7月10日
- ③回収実績 回収数：2,173件、回収率：43.5%
- ④分析・報告 平成20年9月下旬までに分析を行い報告書を作成

■子どもアンケート

- ①調査対象 小学4年生の児童、中学2年生の生徒(共に全学校1クラス抽出)
- ②実施時期 平成20年5月19日～6月3日
- ③回収実績 回収数：2,265件(小学校1,500件、中学校765件)、回収率：100%
- ④分析・報告 平成20年9月中旬までに分析を行い報告書を作成

(3) 団体等へのヒアリング調査

- ①調査対象 市内団体等の中から7団体（横須賀工業振興協同組合、横須賀商工会議所工業部会、（障害者）施策検討連絡会、小学校長会、中学校長会、母親クラブ連絡会、連合町内会役員会）
②実施時期 平成20年7月～10月
③実施状況 平成20年8月15日時点で3団体実施
④分析・報告 平成20年10月下旬までに分析を行い報告書を作成

(4) 庁内プロジェクトチーム

- ①目的 基本計画骨子案の策定
②構成 計画・総務担当課の主査・その他の課の担当者級から選任(38名)
③実施時期 平成20年6月～平成21年3月
④実施形態 全体会及び分科会（交流・共生・創造の3分科会）を開催
*実施回数：全体会5回、分科会5回
⑤実施状況 平成20年6月27日（金）⇒第1回全体会を開催
平成20年7月14日（月）⇒第1回分科会を開催
平成20年8月15日（金）⇒第2回分科会を開催

3 平成21年度の取り組み（予定）

(1) 基本計画骨子案に対する市民意見の聴取

- ①目的 平成20年度に策定する「基本計画骨子案」に対し市民意見を聴取し、「基本計画素案」の策定に反映させる。
②実施時期 平成21年4月～6月
③実施方法
・広報特集ページ・HPで「骨子案の概要」を掲載し、意見を募集。
・意見は、郵送、FAX、電子メールで受付。
・骨子案全文（冊子）は、市政情報コーナー、行政センターに配架。
・骨子案全文（電子媒体）は、HPに掲載。

(2) 総合計画審議会

- ①目的 市長の諮問機関として総合計画審議会を設置し、基本計画素案を諮問し審議する。
②構成 総合計画審議会条例に基づき、市議会議員、市民、学識経験者、
関係行政機関の職員、関係団体の代表者及び市職員の内から40
名以内を委嘱。
③実施時期 平成21年9月～平成22年3月
④実施形態 全体会及び分科会（交流・共生・創造の3分科会）を開催
*実施予定回数：全体会2回、分科会3回

(3) 庁内プロジェクトチーム

- ①目的 基本計画素案の策定・審議
②実施時期 平成21年6月～平成22年3月
③実施形態 全体会及び分科会（交流・共生・創造の3分科会）を開催
*実施予定回数：全体会1回、分科会4回

4 平成 22 年度の取り組み（予定）

（1）総合計画審議会

- ①目的 平成 21 年度に引き続き基本計画案の審議を行い、市長に答申する。
- ②実施時期 平成 22 年 4 月～7 月
- ③実施形態 全体会及び分科会を開催（平成 21 年度と同様）

（2）庁内プロジェクトチーム

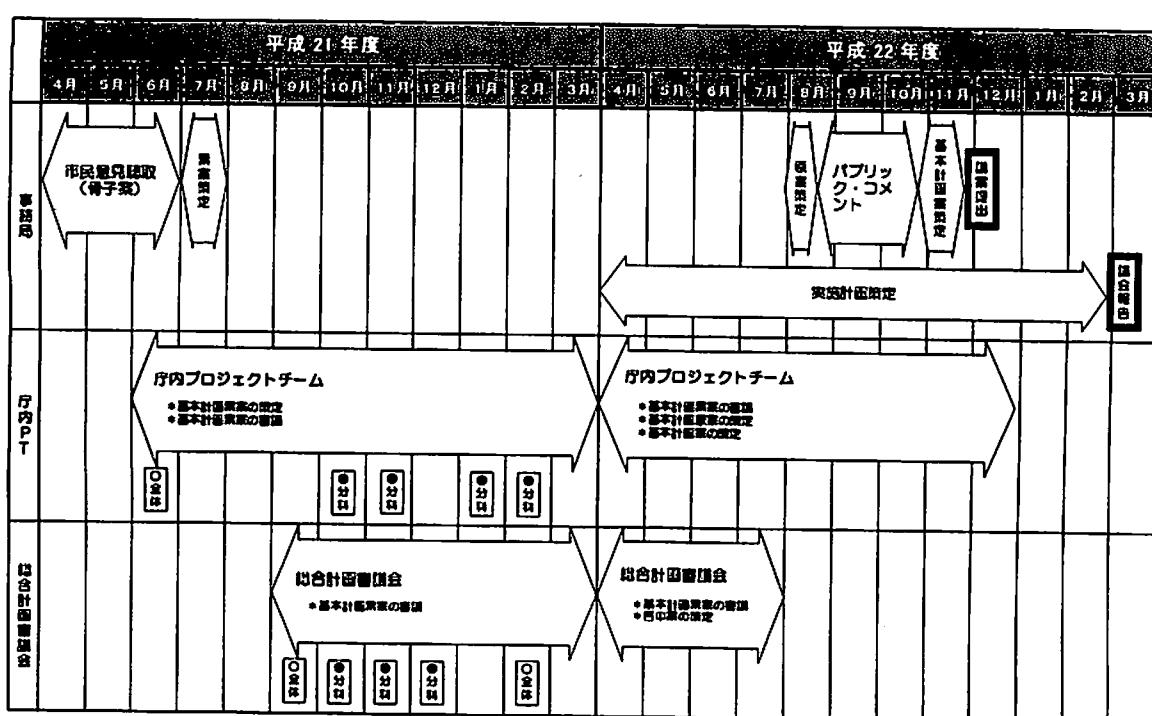
- ①目的 基本計画案、基本計画原案、基本計画案の策定
- ②実施時期 平成 22 年 4 月～12 月
- ③実施形態 全体会及び分科会を開催（平成 21 年度と同様）

（3）パブリック・コメント手続

- ①目的 基本計画原案に対してパブリック・コメント手続を行い、市民意見を反映させる。
- ②実施時期 平成 22 年 8 月～10 月

5 平成 21 年度以降のスケジュールの概要（予定）

図 3 スケジュール概要図



定住促進事業について

1 定住促進プロモーションの展開について

ファーストマイホーム＆スイートホーム応援制度の創設にあわせて、「横須賀
集客促進実行委員会」（市・横須賀商工会議所・京浜急行電鉄㈱三者で設立）を
通じて、新婚・子育て世代を対象とした定住促進プロモーションを展開する。

(1) 取り組み状況

① 定住促進PRパンフレット・ポスター等の作成・配布（6月下旬から）

- ・市内及び近隣都市に立地する企業への配布・掲出協力
- ・公共施設や関係事業者（金融機関、住宅販売・仲介業者、ハウスメーカー、
住宅展示場、結婚式場等）への配布・掲出協力
- ・京浜急行主要駅パンフレットラックでの配架 など

② 京浜急行電鉄㈱とのタイアップによる交通広告の掲出

- ・京浜急行駅張りポスター・窓上ポスター（鉄道・バス車両）の掲出（7月）
- ・京浜急行トレーディングでの定住促進PRビデオの放映（8月）
- ・京浜急行品川駅空調機の定住促進PRラッピング広告の掲出（8～9月）

③ 住宅情報誌等でのタイアップ記事の掲載

リクルート「住宅情報タウンズ横浜・横須賀版」（36,000部発行）

- ・6月11日号、6月25日号に定住促進PR広告の掲載

※ 6月11日号は「京急沿線特集」として横須賀特集記事も掲載

④ 関係事業者へのファーストマイホーム応援制度のPR協力（6月下旬から）

- ・関係事業者広告物へのファーストマイホーム＆スイートホーム応援制度
のPR協力

⑤ 「よこすか緑の元気情報」（定住特大号）の発行（10月発行予定）

- ・横須賀の魅力や住み心地をPRするタブロイド版情報誌の発行。

※ 27万部程度、横浜市南部への新聞折込み、関係事業者への配布協力など

(2) 年度後半に向けた展開

各種広報媒体の事業効果を検証しつつ、10月のスイートホーム応援制度の創
設時期や全国的に人の移動の多い2月から3月に、同様の定住促進プロモーシ
ョンを展開する。

2 定住促進に向けた今後の取り組み

(1) 定住促進に向けた中長期的な戦略検討

「定住促進アクションプラン 2008」は、団塊ジュニア世代の住宅取得期にあわせた短期的な「営業プラン」として策定したものであり、全国的な総人口の減少と少子高齢化が進む中で、横須賀市がターゲット世代に選ばれるためには、全庁をあげて中長期的な戦略を検討する必要がある。

戦略検討にあたっては、本市を取り巻く厳しい経済・財政状況や東京・横浜等の大都市圏に隣接する立地特性を考慮に入れると、ターゲット世代にとって魅力となる施策への集約化・重点化を図り、住まいの地としての横須賀のセルスピントの差別化を進め、具体的にターゲット世代・地域に提示していくことが求められる。

そのため、「交流都市推進戦略会議」（平成18年度設置）の中で、関係課長で構成する「定住促進専門部会」を新たに設けて、集客・定住促進双方の観点から、横須賀市が選ばれるための中長期的な戦略の検討と全庁的な施策の見直し・重点化を進める。

(2) 交流都市推進戦略会議（定住促進専門部会）の設置・運営

交流都市推進戦略会議では、「集客促進専門部会」で横須賀に目を向けてもらい、来訪してもらうための戦略を検討し、さらに「定住促進専門部会」では、集客促進に向けた取り組みと連携して、都市活力の源泉となる世代を引きつけ、住んでもらうための戦略を検討し、重点的に予算配分する。

① 基本メンバー（定住促進専門部会）

- ・ 企画調整部 企画調整課長（事務局）
- ・ 企画調整部 政策担当課長（基本計画）
- ・ 企画調整部 市民安全課長（市民安全施策）
- ・ 財政部 財政課長（財政施策）
- ・ こども育成部 こども青少年企画課長（子育て施策）
- ・ 経済部 商工振興課長（企業誘致と就業者の市内定住）
- ・ 都市部 都市計画課長（再開発誘導、住宅政策）

※ 上記メンバー以外に、議題に応じて、その他の関係課長も出席する。

② 検討課題

- ・ ターゲット世代・地域の確認とニーズ把握・課題整理
- ・ ターゲット世代に選ばれるための全庁的な施策の見直し・重点化
- ・ ターゲット地域と差別化を図るプロモーション方策の検討
- ・ 市内及び近隣都市立地企業就業者の市内居住を促す方策の検討
- ・ 既存ストック（空き家）の活用策や良好な住宅供給促進策の検討

地域防災計画の改訂について

1 概要

本市の災害対策本部の体制等を、より実効性のあるものとし、災害発生時に最も重要な住民の避難対策や、災者支援対策を円滑に行うため、平成21年度末を目指して地域防災計画を改訂する。

2 住民の避難対策

(1) 現計画の課題

- ① 「広域避難地」と「応急避難所」では、指定している目的が異なっているが、この周知徹底がなされていないと考えている。「広域避難地」は「大規模火災が発生した場合に身を守るための場所」であり、「応急避難所」は「生活する場所がなくなった方等が避難生活をおくる場所」である。
- ② 避難所は、震災時や水害時など災害別に指定しているが、「応急避難所」という同一の名称で位置づけているため、どのような災害から避難するための避難所なのかがわかりにくくなっている懸念がある。
- ③ 指定されている応急避難所の中には、土砂災害や浸水による被害が予測される地域に存在するものもある。

(2) 改訂の方向性

- ① 広域避難地を、地域ごとの人口や木造建物の建ぺい率などを勘案しながら、見直したいと考えている。
- ② どのような災害の時に避難すべき場所であるのか、明確に認識できるように、応急避難所の表記方法を改めるとともに、土砂災害や浸水による被害の恐れが少ない立地状況などを勘案しながら、見直したいと考えている。
- ③ 市所有ではない施設については、避難所として活用する際の手順を、その管理者と確認していきたいと考えている。

3 災害対策本部の体制

(1) 現計画の課題

「避難所の支援」「生活関連物資の調達」などの主要な災害対応業務を、府内の部局単位で割り当てているが、日常業務の延長ではないものが多く、災害時に円滑な対応ができない可能性がある。

(2) 改訂の方向性

災害対応として主要な業務であり、かつ、どの部局の日常業務の延長にあたらないものについては、各部局に割り当てるのではなく、対策本部の直轄業務とし、各部局

からは、このために必要な人員を拠出する方式とすることが、適當ではないかと考えている。

4 スケジュール

(1) 平成 20 年度

8月～3月 庁内各部局、防災関係機関、町内会等と意見交換、情報収集

(2) 平成 21 年度

4月～9月 関係機関からの意見集約、改訂案作成

秋 パブリックコメント実施

2月頃 防災会議にて改訂案審議

3月頃 神奈川県知事と協議、議会報告

平成 20 年度原子力防災訓練について

1 概要

本市では、平成 13 年度から、原子力防災訓練を実施しており、平成 19 年度の訓練からは、米海軍や国も主体的に参加し、初の日米合同訓練として実施した。

この日米合同訓練は、事象発生直後の時点で米海軍から迅速な情報提供が行われる、主に初動対応に重きを置いた訓練である。今年度も引き続き、同様の訓練の実施に向けて、米海軍や国と調整を行っているところである。

さらに今年度は、日米合同訓練に加え、国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」をもとに、対処能力の向上と啓発をねらいとした、横須賀市独自訓練も実施する。

2 横須賀市独自訓練の概要

(1) 実施日

平成 20 年 10 月 24 日（金）午前

(2) 訓練想定・訓練内容

国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に規定する、「屋内退避を実施すべき事象が発生した」との想定の下、次の訓練を行う。

- ① 汐入連合町内会を訓練地域とした「屋内退避訓練」
- ② 芸術劇場周辺を訓練地域とした「通行人屋内誘導訓練」
- ③ 汐入小学校における、校庭から教室への「屋内退避訓練」

なお、①・②訓練終了後、汐入連合町内会の皆さんを対象に、総合福祉会館において、国等の専門家を招き、「原子力の基礎知識・原子力防災の基本」についての講演を行う。汐入小学校では、横須賀オフサイトセンターの防災専門官が、同様のお話をを行う予定である。

(3) 参加予定機関

- ① 汐入連合町内会
- ② 汐入小学校
- ③ 横須賀市消防団
- ④ 横須賀オフサイトセンター
- ⑤ 文部科学省 他